随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事にかかる技術 協力業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 村山 一弥 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契約年月日	令和 元年12月 6日
契約業者名	鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事大成・大豊特 定建設工事共同企業体
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号
契 約 金 額	5,456,000円(税込み)
予 定 価 格	5,456,000円(税込み)
随意契約による こととした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	九州地方整備局
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 元年12月 7日
履行期間(至)	令和 2年 2月 6日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契 約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

- 2. 履 行 場 所 九州地方整備局
- 1. 随意契約の相手方 名 称 鹿児島3号東西道路シールドトンネル (下り線) 新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体

住 所 福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号

電話 092-475-5700

- 4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令102条の4第3号
- 5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的

鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事については、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)を採用している。本業務はその一環で行う発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させるための業務である。

2) 当該業務の内容

トンネル詳細設計 1式(設計延長 2, 319m)

3) 随意契約に付する理由

本業務は、鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事にかかる技術協力業務である。

鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な技術力を備えていると判断される。

特定にあたっては、本業務を遂行するために必要な「技術協力業務に関する提案」、「施工に関する提案」において総合的に最も優れた提案が行われていたものである。 以上のことから本業務を遂行するためには鹿児島3号東西道路シールドトンネル (下り線)新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体が唯一の契約相手と判断したものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第三号により、鹿児島3号東西道路シールドトンネル(下り線)新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者) 道路部 道路工事課長